

一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター

# 評 価 業 務 規 程

# 一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター 評価業務規程

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター（以下「当検査センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務（以下単に「評価業務」という。）の実施について、法第 16 条第 1 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(評価業務実施の基本方針)

第 2 条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第 3 条 評価業務を行う時間は、休日を除き、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間（前号に掲げる日を除く。）

(4) 8 月 13 日から 8 月 17 日までの間

3 前 2 項の評価業務を行う時間及び休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に当検査センターと申請者との間において評価業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第 4 条 当検査センターの所在地は、鳥取県鳥取市田園町 3 丁目 375 番地とする。

(評価業務を行う区域)

第 5 条 評価業務を行う区域は、鳥取県全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第 6 条 当検査センターは、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 9 条（登録の区分）第 1 号及び第 2 号に定める範囲とする。

## 第 2 章 評価業務の実施方法

### 第 1 節 設計住宅性能評価

(設計住宅性能評価の申請)

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当検査センターに対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書（施行規則第四号様式）
  - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当検査センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下単に「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当検査センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当検査センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

（設計住宅性能評価の受理及び契約）

第8条 当検査センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを受理する。

- (1) 申請のあつた住宅が第6条に指定する範囲に該当すること。
  - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (3) 申請に係る計画の内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当検査センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認めるときは、申請者に対して補正を求め補正の余地がないときは受理できない理由を説明し、設計評価申請関係図書を申請者に返還する。
- 3 前各項により申請を受理した場合には、当検査センターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 4 申請者が、正当な理由なく、評価料金を評価業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当検査センターは第1項の受理を取り消すことができる。

（契約に用いる書面に盛り込むべき事項）

第9条 前条の契約に用いる書面には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務のうち、申請者は、当検査センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当検査センターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当検査センターに帰すること

のできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当検査センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当検査センターが行うべき評価の業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当検査センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当検査センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当検査センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価の実施)

第 10 条 当検査センターは、設計住宅性能評価を受理したのち速やかに、設計住宅性能評価のための審査を評価員に実施させる。

2 当検査センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに当検査センターが指定した設計住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、設計評価申請関係図書をもって、前項の審査を評価員に実施させる。この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求めることとする。

3 評価業務に従事する職員で評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の評価員が行う審査の補助的な業務を行う。

4 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

5 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認められるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

6 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当検査センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、申請者の都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅

性能評価の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した設計住宅性能評価取り下げ届（様式第1号）を当検査センターに提出する。この場合にあつては、当検査センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価申請関係図書を申請者に返却する。

（設計住宅性能評価の交付前の計画の変更申請）

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に計画内容の変更が生じた場合は次の各号による。

- （1）変更の内容が軽微な変更の場合は、軽微変更報告書（様式第2号）及びその変更に係る部分の設計評価申請関係図書を当検査センターに提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。
- （2）前号以外の大規模な変更については、別件として改めて当検査センターと契約を締結する。その場合の評価方法は第7条から第13条までの規定を準用する。
- （3）申請者は前号により別件として契約した場合は、第11条の規定により当初の申請を取り下げる。

（設計住宅性能評価書の交付）

第13条 当検査センターは、設計住宅性能評価の実施後、次に掲げる場合を除き、速やかに、申請者に対して設計住宅性能評価書（様式第3号）を交付する。

- （1）施行規則第4条第2項各号に該当するとき。
  - （2）設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当検査センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - （3）評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 当検査センターは、評価の実施の結果、前各号に掲げるものに該当する場合は、施行規則第4条第2項の通知書（施行規則第六号様式）を申請者に交付する。
- 3 前2項の交付は、設計評価申請関係図書で設計住宅性能評価に要したものの1部を添えて行う。
- 4 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

## 第2節 建設住宅性能評価

（建設住宅性能評価の申請）

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当検査センターに対し、次の各号（当検査センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- （1）施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（施行規則第七号様式）
- （2）設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- （3）施工状況報告書の様式
- （4）建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し（ただし、当検査センター交付の確認済証の場合は不要。）

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下単に「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当検査センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当検査センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

第15条 当検査センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査してこれを受理する。

- （1）申請のあった住宅が第6条に規定する範囲に該当すること。
  - （2）提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - （3）提出図書の記載内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当検査センターは、建設評価申請関係図書に不備を認めるときは申請者に対して補正を求め、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、建設評価申請関係図書を申請者に返還する。
- 3 第1項により申請を受理した場合には、当検査センターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 4 申請者が、正当な理由なく、契約書に定める額の料金を評価業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当検査センターは第1項の受理を取り消すことができる。

（契約に用いる書面に盛り込むべき事項）

第16条 前条の契約に用いる書面には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- （1）建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示に関する事項
- （2）申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - （a）申請者は、当検査センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当検査センターに提供しなければならないこと。
  - （b）申請者は、当検査センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- （3）評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - （a）評価料金の額に関すること。
  - （b）評価料金の支払期日に関すること。
  - （c）評価料金の支払方法に関すること。
- （4）評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - （a）建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
  - （b）申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当検査センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- （5）契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - （a）建設住宅性能評価書の交付の前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当検査センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当検査センターが行うべき評価の業務が業務期日から延長し、又は遅延することが明らかであることその他の当検査センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当検査センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当検査センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(検査対象工程の通知及び施工状況報告書の提出)

第 17 条 申請者は、当検査センターに対し検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日を施行規則第 6 条第 1 項の規定による検査対象工程に係る工事が完了する日の通知書（様式 4 号）により通知する。

2 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類（以下「施工状況報告書」という。）を提出しなければならないものとする。

(建設住宅性能評価の実施)

第 18 条 当検査センターは、評価方法基準に基づき必要とされる実地検査の予定日を申請者との協議の上あらかじめ定めるものとし、当該実地検査の予定日（当検査センター又は申請者の都合により、予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、建設住宅性能評価のための実地検査を評価員に実施させる。

2 評価員は、法、これに基づく命令並びに告示並びに当検査センターが指定した建設住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する実測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し必要な図書の閲覧又は提出を求めることとする。

3 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の評価員が行う検査の補助的な作業を行う。

4 当検査センターは、検査を行ったとき、遅滞なく、検査報告書（施行規則第十号様式）により申請者にその旨を報告する。

5 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

6 第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当検査セン

ターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(建設工事の変更)

第 18 条の 2 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当検査センターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、当検査センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付前の検査済証の写しの提出)

第 19 条 申請者は、申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証の写しを当検査センターに提出する。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は当検査センターが建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を引き受けた住宅にあつては、この限りでない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 20 条 当検査センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書(様式第 5 号)を交付する。

(1) 施行規則第 7 条第 2 項各号に該当するとき。

(2) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当検査センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(3) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 13 条第 4 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 当検査センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

第 21 条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した建設住宅性能評価取り下げ届(様式第 6 号)を当検査センターに提出する。この場合にあつては、当検査センターは建設住宅性能評価を中止し、提出された建設評価申請関係図書を申請者に返却する。

### 第 3 章 評 価 員 等

(評価員の選任)

第 22 条 当検査センターの理事長(以下「理事長」という。)は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱することができる。

3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)



第 23 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。

- (1) 職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(評価員の配置)

第 24 条 理事長は、評価業務を実施するため、評価員を当検査センターに 2 名以上配置する。

- 2 理事長は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずることとする。

(評価業務の実施及び管理の体制)

第 25 条 評価業務に従事する職員を、第 24 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め 2 名以上当検査センターに置く。

- 2 当検査センターは、専務理事を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員の教育)

第 26 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、必要に応じて、当検査センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

(身分証明書の携帯)

第 27 条 評価業務に従事する職員が、住宅、住宅の敷地又は工事場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、様式第 7 号による。

## 第 4 章 評 価 料 金

(評価料金の納入)

第 28 条 申請者は、別表 2 に定める評価料金を、銀行振込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合には別の納入方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
  - (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当検査センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
  - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認定書の写し（当検査センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(評価料金の返還)

第 29 条 納入された評価料金は返還しない。ただし、当検査センターの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## 第 5 章 雑 則

(秘密保持義務)

第 30 条 当検査センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(登録の区分等の掲示)

第 31 条 当検査センターは、法第 17 条の規定により、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 当検査センターは、本規程を評価の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当検査センターのホームページ（<http://www.t-kensa.jp>）において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 当検査センターは、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えておくものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第 34 条 帳簿及び図書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に規定する帳簿については、当検査センターが評価業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類については 5 年間、又、建設住宅性能評価申請書及び添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類については、建設住宅性能評価書を交付した日から 20 年間

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 35 条 利害関係人は、当検査センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2) の請求をするときは、1 枚につき 1,500 円を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(帳簿及び図書の保存方法)

第 36 条 帳簿及び図書の保存は、審査中は審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において、確実、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 37 条 当検査センターの理事長は、役員又はその職員が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当検査センターの理事長、役員又はその職員が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 当検査センターの理事長、役員又はその職員がその役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 評価員又は当検査センターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第38条 当検査センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間5,000万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(負担金の納付)

第39条 当検査センターは、法第87条第3項の規定により、住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

(事前相談等)

第40条 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の申請者は、その申請に先立ち、当検査センターに事前相談をすることができる。

(附 則)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成22年6月1日から施行する。（第7条第1項第2号、第3号及び第2項、第14条第2項、第28条第3項第1号及び第2号）

(附 則)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。（第1条）

(附 則)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。（別表2 別表I及び別表II）